

令和 7 年 度

屋 外 広 告 物 講 習 会

受 講 案 内

令和 7 年 9 月

高 知 市

この講習会は、高知市屋外広告物条例に基づき、広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置に関して必要な知識の修得を目的として開催します。

なお、高知市で屋外広告業を営もうとする場合は、高知市長の登録を受ける必要があります。その場合は、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。この講習会を修了された方は、業務主任者としての資格を得ることができます。

1 講習会の対象者

屋外広告業に従事している者、広告物等の管理者、又は、将来これらに従事しようとする者（高知市在住者に限らない）

2 講習会の日時

令和7年11月20日（木曜日） 9時 ～ 17時
※受付は、8時30分から

3 講習会の場所

高知市鷹匠町二丁目1番43号 高知市たかじょう庁舎6階大会議室

4 講習科目

- (1) 広告物等に関する法令
- (2) 広告物等の表示及び設置に関する事項
- (3) 広告物等の施工に関する事項

5 日 程

開始時刻	修了時刻	時間	講 習 科 目
8:30	9:00		受付
9:00	9:10	10	開講式
9:10	11:00	110	広告物の施工に関する事項
		10	休憩
11:10	11:40	30	広告物等に関する法令（建築基準法）
11:40	12:00	20	広告物等に関する法令（道路法）
12:00	13:00	60	休憩
13:00	15:00	120	広告物等に関する法令 （屋外広告物法・高知市屋外広告物条例・同施行規則）
		10	休憩
15:10	16:50	100	広告物等の表示及び設置に関する事項
16:50	17:00	10	閉講式
			講習会修了証書の交付

6 受講申込手続

(1) 受講の申込先, 受付期間及び受講定員

①申込先（持参若しくは郵送）

〒780-8571 高知市本町五丁目 1 番 45 号 高知市役所本庁舎 5 階
高知市 都市計画課

②受付期間

令和 7 年 9 月 22 日（月曜日）から 10 月 21 日（火曜日）まで

※直接持参の場合は、土日及び祝日を除く、8 時 30 分から 17 時 15 分まで
郵送の場合は、10 月 21 日（火曜日）必着のこと

③受講定員 先着 100 名まで

(2) 受講申込書

受講申込書は、高知市都市計画課、高知県土木部都市計画課又は県内各土木事務所に備える所定の用紙を用いること

（高知市都市計画課ホームページからダウンロードできます）

(3) 受講手数料等

①手数料 3,400 円

②納付方法

受講 1 回につき、3,400 円に相当する高知市収入証紙を受講申込書の収入証紙貼付欄に貼り付け納付すること（収入証紙には消印をしないこと）

(4) 講習科目の一部免除

高知市屋外広告物条例施行規則第 30 条第 2 項の規定により、講習会における講習科目のうち、『広告物等の施工に関する事項』の受講の免除を受けようとする者は、その資格を有することを証する書面の写しを受講申込書に添えて提出すること

7 講習会修了証書の交付

講習会の全過程を修了した者に、講習会修了証書の交付を行う

8 問い合わせ先

その他、講習会についての問い合わせは、高知市都市計画課まで
TEL 088-823-9465

高知市収入証紙売りさばき人一覧

証紙売さばき人	指定売さばき所	電話番号	郵送対応
高知県屋外広告美術協同組合	〒781-0814 高知市稲荷町10-23-301 HP http://www.kokobi.info/	(088) 885-3178	可
高知市食品衛生協会	〒780-0850 高知市丸ノ内一丁目7-45 総合あんしんセンター1階	(088) 825-2933	可
高知市職員労働組合	〒780-8571 高知市本町五丁目1-45 高知市役所第二庁舎3階	(088) 822-9693	
株式会社 四国銀行 高知市役所支店 (午後3時まで)	〒780-8571 高知市本町五丁目1-45 高知市役所本庁舎1階	(088) 873-5820	
有限会社 鏡川商事	〒780-0870 高知市本町五丁目1-45 ファミリーマート高知市役所店	(088) 826-6550	
高知県食肉事業協同組合	〒781-0086 高知市海老ノ丸13-58 高知県広域食肉センター1階	(088) 884-5477	
長田 理恵	〒780-0861 高知市升形5-2 (有)ワイ・オー設計内	(088) 875-1415	
公益社団法人 高知県獣医師会	〒780-0833 高知市南はりまや町1丁目16-22	(088) 885-7002	

※金額は、お間違えのないようにお願いします。誤って購入された場合でも、購入窓口では、交換や払戻しができませんのでご注意ください。

※郵送対応の手続等については、それぞれの売りさばき人ごとに異なります。書留手数料等が本人負担となることもありますので、事前に、振込・郵送について売りさばき人にご確認ください。

【お問い合わせ先】

高知市役所 都市計画課 (本庁舎5階)

TEL 088-823-9465 FAX 088-823-9454

住 所 〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

H P <http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/52/>

E-mail kc-170200@city.kochi.lg.jp

受講者番号

第22号様式（第29条関係）

屋外広告物講習会受講申込書

令和 年 月 日

高知市長 様

写真貼付け箇所

- ・無帽で上半身のもの
- ・縦4センチメートル以上
- ・横3センチメートル以上

住 所

(〒 -)

フリガナ
氏 名

生年月日

電話番号

職 業

勤務先又は
学校名

屋外広告物講習会を受講したいので、高知市屋外広告物条例施行規則の規定により受講を申し込みます。

講習科目（広告物等の施工に関する事項）の受講の免除の申請の有無

有 ・ 無

高知市収入証紙貼付け欄

（手数料 3,400 円）

注 1 講習科目（広告物等の施工に関する事項）の受講の免除を申請するときは、その資格を証明する書面を添えてください。

2 講習科目（広告物等の施工に関する事項）の受講の免除を申請できる資格は次のとおりです。

- （1）建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- （2）電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- （3）電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- （4）職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- （5）建設業法施行規則別表に掲げる一級土木施工管理技士及び二級土木施工管理技士の資格を有する者
- （6）建設業法施行規則別表に掲げる一級建築施工管理技士及び二級建築施工管理技士の資格を有する者

3 「有・無」は、どちらか一方を○で囲んでください。

4 高知市収入証紙には、消印をしないでください。

受講申込書記載要領

記載不要

受講者番号

第 22 号様式（第 29 条関係）

【必須】

修了証書記載事項です。
本人の資格証明であり、
住民票と同一とすること。

屋外広告物講習会受講申込書

記載願います

令和 年 月 日

高知市長 様

写真貼付け箇所

- ・無帽で上半身のもの
- ・縦 4 センチメートル以上
- ・横 3 センチメートル以上

本人確認できれば、
カラー、白黒問いません。

住 所	(〒 -)
フリガナ 氏 名	
生年月日	
電話番号	連絡先として記入【必須】
職 業	学生、無職の場合もその旨記入
勤務先又 は学校名	学生の場合は学校名を記入

屋外広告物講習会を受講したいので、高知市屋外広告物条例施行規則の規定により受講を申し込みます。

どちらかに○を。
免除の場合、資格書類必要。

講習科目（広告物等の施工に関する事項）の受講の免除の申請の有無

有 ・ 無

高知市収入証紙貼付け欄

（手数料 3, 400 円）

注 1 講習科目（広告物等の施工に関する事項）の受講の免除を申請するときは、その資格を証明する書面を添えてください。

2 講習科目（広告物等の施工に関する事項）の受講の免除を申請できる資格は次のとおりです。

- (1) 建築士法第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）の規定に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者
- (5) 建設業法施行規則別表に掲げる一級土木施工管理技士及び二級土木施工管理技士の資格を有する者
- (6) 建設業法施行規則別表に掲げる一級建築施工管理技士及び二級建築施工管理技士の資格を有する者

3 「有・無」は、どちらか一方を○で囲んでください。

4 高知市収入証紙には、消印をしないでください。